社会福祉法人　同朋福祉会

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人同朋福祉会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第１５条に基づき置かれる理事及び監事及び定款第６条に基づき置かれる評議員選任・解任委員をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 35 第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤理事	報　　酬（賞与、退職慰労金を含む。）	
(2) 非常勤役員	報　　酬	
	退職慰労金	
(3) 評議員	報　　酬	
(4) 理事長が必要と認めた者	報　　酬	

２　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

２　評議員、非常勤役員及び理事長が必要と認めた者の報酬は、別表１又は別表２に定める額とする。

３　この法人の全理事の報酬総額は、年間６，０００万円以内とする。

４　この法人の常勤理事の報酬総額は、年間４，０００万円以内とする。

5　この法人の常勤理事の退職慰労金は、３，６００万円以内とする。
6　この法人の全監事の報酬総額は、年間１００万円以内とする。
7　この法人の常勤理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表４に定める額とする。
8　在任中に特に功労があった非常勤役員に対して評議員会の決議により、退職慰労金を支給することができる。（当該年度の総額が1,000万円を超えない範囲で支給）
9　計算金額に１円未満の端数が生じたときは、これを１円に切り上げる。

（費用弁償）
第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
2　役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別表３により出張旅費として支給することができる。

（支給の方法）
第６条　常勤役員の報酬等（賞与、別表１及び２によるものを除く）は、毎月１０日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝休日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
2　非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。
3　退職慰労金については退職された翌月１０日に支給する。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる時は、前に繰り上げて支払うものとする。

（支給の形態）
第７条　報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
2　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）
第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（細則）
第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則
この規程は令和２年４月１日から施行する。
令和３年４月１日より一部改正する。
令和４年３月３１日より一部改正する。

別表１【理事会等の出席】（非常勤）

名　称	報　酬
理事会出席	２０，０００円
評議員会出席	２０，０００円
評議員選任・解任委員会出席	２０，０００円
理事長が必要と認めた者	２０，０００円

別表２【法人が行う業務等】（非常勤）

名　称	報　酬
理事及び評議員	２０，０００円
評議員選任・解任委員	２０，０００円
監事監査指導	４０，０００円
懲戒委員会	２０，０００円
理事長が必要と認めた者	２０，０００円

別表３【役員、評議員の出張旅費】（常勤・非常勤）

旅　費	宿泊費	報　酬	その他
実　費	３０，０００円	２０，０００円	実　費

※別表 1～3 に定める報酬には、源泉所得税を含めないものとする。

別表４【理事の報酬等】（常勤）

（１）報酬額

役職名	種別	年　額
理事長	報酬額	１４，４００，０００円
	賞与額 （６月・１２月）	６，０００，０００円
常務理事	報酬額	１４，４００，０００円
	賞与額 （６月・１２月）	３，０００，０００円

（２）退職慰労金

最終報酬月額×在任年数×係数

※ 上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとし、１か月未満は切り上げる。

※ 退職慰労金の上限額は 3,600 万円とし、本部拠点区分の固定負債に役員退職慰労金引当金として計上する。

（３）係数

在任期間	係数
５年未満	1.0
５年以上１０年未満	1.2
１０年以上１５年未満	1.5
１５年以上２０年未満	2.0
２０年以上	2.5

※ 別表４に定める報酬には源泉所得税等法定控除額を含めるものとする。